

台風12号により損害を受けた場合の県税の主な減免措置等

区分		要 件	減免等の割合			適用対象
個人事業税	事業用資産	納税者の所有に係る事業用資産につき台風12号により受けた損害の金額（保険金等による補てん金額を除く。）が、当該資産の価額の2分の1以上で、前年中の事業の所得金額が1,000万円以下である者	事業の所得	500万円以下	税額の全部	被害者が納付すべき平成23年度分の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するもの
	住宅・家財等	納税者、控除対象配偶者、扶養親族の所有に係る住宅又は家財につき台風12号により受けた損害の金額（保険金等による補てん金額を除く。）がその資産の価額の2分の1以上で、前年中の合計所得金額が500万円以下である者		750万円以下	税額の2分の1	
750万円超				税額の4分の1		
法人県民税	均等割	台風12号による被害により、資本金等の額（事業年度終了の日の現況によるものとする。）の2分の1以上の額の損失を受け、かつ平成23年9月2日の属する事業年度において、納付すべき法人税割を有しない者	税額の2分の1			平成23年9月2日の属する事業年度
不動産取得税	家屋	取得家屋が、台風12号により滅失又は損壊した場合	家屋の原形をとどめない時		全額免除	当該不動産の取得に対して課される不動産取得税
			60%以上の被害		80%免除	
			40%以上 60%未満の被害		60%免除	
			20%以上 40%未満の被害		30%免除	
	台風12号により滅失又は損壊した家屋（被災家屋）に代わる家屋（代替家屋）を3年以内に取得した場合	代替家屋又は被災家屋の㎡単価×被災面積×税率 ※保険金等は控除				
	土地	取得土地が、台風12号により滅失又は損壊した場合	80%以上の被害		全額免除	
			60%以上の被害		80%免除	
			40%以上 60%未満の被害		60%免除	
20%以上 40%未満の被害			30%免除			
台風12号により滅失又は損壊した土地に代わる土地を3年以内に取得した場合	被災土地の㎡単価×被災面積×税率 ※保険金等は控除					
台風12号により住宅完成後の住宅用土地の減額が受けられなかった場合	住宅用土地の減額相当額					
自動車税	台風12号により自己の所有に係る自動車に被害を受け、損害の金額（保険金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その自動車の価額の2分の1を超える場合	税額の2分の1			平成24年度の当該自動車の自動車税	
	台風12号により滅失又は使用不能となった自動車（保険等により価額の2分の1を超える金額の補てんを受けた場合を除く。）に代わる自動車（代替自動車）を取得した場合	税額の2分の1			平成23年度及び24年度の代替自動車の自動車税	
個人県民税	個人市町村民税と併せて賦課徴収されているため、台風12号により市町村長が個人市町村民税を減免した場合は、市町村の減免割合と同じ割合で減免					
期限の延長	台風12号により県税の申告、申請又は納税等が期限までにできないと認められるときは、期限を延長することができます。 【延長することのできる期間】 災害等がやんだ日から2月以内					
徴収猶予	台風12号により財産が被災したために、納税者等がその徴収金を一時に納税することができないと認められるときは、納税を猶予することができます。 【猶予することのできる期間】 原則として1年以内（最長2年）					